

## 公文書等の管理と歴史の継承

### — 埼玉県取組と文書館の活動

埼玉県立文書館 太田 富康

#### 公文書管理法の施行と「車の両輪」

今年4月、公文書管理法（公文書等の管理に関する法律）が全面施行されました。ご存知のように、日本では、情報公開法（行政機関の保有する情報の公開に関する法律）が平成13年（2001）に施行されましたが、情報公開が十全に果たされるためには、その情報が記録されている文書の適切な管理が不可欠です。その意味で、よく文書管理と情報公開は車の両輪、といわれます。その両輪が10年の時間を経て揃ったということになりますが、情報公開と車の両輪にたとえられる制度がもうひとつあります。公文書館制度です。

文書管理では、3年保存、5年保存というように、行政の運営や証拠としての必要性から保存期間が定められており、この期間が満了すると廃棄決定されます。情報公開制度で閲覧できるのは、基本的にこの期間です。しかし、期限を定めることができないほど重要な文書は、「永年保存」として大切に管理し、いつでも使えるようにしておく必要があります。また、歴史的に重要な情報をもつ文書は、3年、5年といった保存期間を過ぎても永く残していかないと、現代の埼玉県の姿が未来に伝わらなくなってしまいます。

このような永久保存の重要文書を保存管理し、公開する機関が公文書館です。情報公開法よりも早く、昭和63年（1988）に公文書館法が施行されています。公文書管理法はその目的に「現在及び将来」の国民への説明責務を掲げていますが、公文書管理法の下、現在の国民に対しては情報公開制度、将来の国民には公文書館制度という両輪の関係になるのです。

#### 埼玉県の情報公開と文書館

埼玉県では、これらの制度を国に先駆けて早くから導入しており、現在は、文書管理制度を総務部の文書課、情報公開制度を県民生



埼玉県立文書館

活部の県政情報センター、そして、公文書館制度は県立文書館が担っています。

文書館は、国道17号線を隔てた県庁のすぐ西隣、県庁各課と緊密な連携をしていくための好立地に位置しています。この地での開館は昭和58年（1983）。都道府県で2番目であった情報公開を支えるべく、良好な保存環境と収蔵能力を持つ館舎が新築されました。その1階には情報公開の受付窓口、2階には文書館の閲覧室がそれぞれ設置され、6月1日に同時オープンしたのです。

このように、埼玉県では昭和58年という早い段階で、文書管理と情報公開、情報公開と文書館という、二組の両輪が同時に回転し始めたのです。

#### 文化財としても高い評価の公文書

文書館自体の歴史はさらに古く、県立浦和図書館に増設する形で開館した昭和44年（1969）にまで遡ります。その3年前に出された「文書事務の管理改善に関する報告書」（企画部事務管理課）において、歴史的価値のある文書の移管が既にうたわれていましたが、このとき明治初年以來の文書が引き継がれ、ひろく一般県民や研究者に公開されることになりました。



重要文化財に指定された公文書（秩父事件関係文書）

この明治初年から昭和22年（地方自治法施行）までの文書11,259点は、その後平成21年（2009）に文化財保護法にもとづく国の重要文化財に指定されました。その歴史的価値は、文化財としても一級のものであることが専門家や文化庁に評価され、証明されることとなったのです。

## ライフ・サイクルによる保存と公開

他県では戦前の古い公文書などを、公文書館ではなく、図書館や博物館に引き渡している例があります。しかし、公文書館制度がこれらの事例と違うのは、1回限りの移管ではなく、毎年毎年規則的・定期的に移管され、公開されていくシステムティックなところにあります。

埼玉県では、いわゆる永年保存の文書は、作成後2年目に文書課に引き継がれて集中管理され、さらに11年目に文書館に移され、温湿度管理のされた保存庫で永久保存を図ります。また、3年保存や5年保存の文書で、県庁各課の業務上は必要なくなった文書でも、歴史的資料としての価値があると判断されたものは、文書館に移して引き続き保存します。

このような文書の流れを「文書のライフ・サイクル」と呼んでいます。埼玉県では昭和44年の文書館開館以来、毎年1年分ずつ新

たな公文書が定期的に移管されています。このような文書のライフ・サイクルを継続することにより、現在から未来への歴史の継承が、途絶えることなくつながっていくのです。

## 古文書や民間の文書も欠かせません

ここまで公文書について述べてきましたが、文書館が保存し公開している資料は、公文書だけではありません。現在の保存量は、公文書約16万点に対し、古文書は約62万点にのぼります。地図資料も約7万点に及びます。

ここで「古文書」といっている資料は、古代中世から現代まで、旧家や寺社、団体などが保存してきた文書です。その多くは、近世（江戸時代）から近現代に集中しているのですが、文書館が開設した昭和40年代に求められた緊急性という意味では、公文書よりもこれらの古文書の散逸防止という目的の方が強かったといえるかもしれません。

県の公文書がカバーできる時代は、当然県が設置された明治時代以降であって、それ以前の歴史を伝えていくためには、これらの古文書が不可欠です。明治時代以降でも、公文書だけで、埼玉県という地域の姿をすべて伝えられるものではありません。これらの資料を併せてこそ、何百年にわたる埼玉の歴史の橋渡しができるのです。



公文書の保存庫

## 古文書の種類

文書館の古文書にどのようなものがあるかといえば、古いところでは、鎌倉幕府や足利尊氏、後醍醐天皇などが出した文書があります。戦国時代の文書も少なくありませんが、江戸時代に入ると、歴代将軍の朱印状をはじめ、武蔵国一宮氷川神社に代表される寺社の文書、日光街道や御成道などの宿場の文書、あるいは、見沼代用水の管理に関する文書など、その多彩さが一段と増してきます。

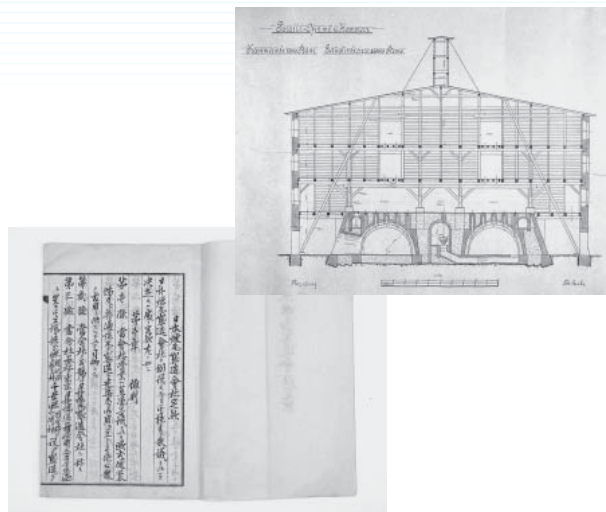
これらの文書も、当初は寺社や宿場、管理組合といった組織の経営のために生み出され、その必要に応じて管理されてきたものです。その意味で公文書と同じといえます。それが時を経るにつれ、歴史資料としての価値を高めていったわけで、このことも公文書と変わりはありません。

## 貴重な企業の文書資料

このように見てくると、企業の文書も経営上の必要にとどまらず、その企業自体の歴史はもちろん、地域の歴史にとっても重要な構成要素であることが、おわかりいただけるかと思います。文書・帳票類の電子化やコンプライアンスなど、企業経営における文書管理の重要性が高まっていますが、歴史的な観点からの保存を考える企業も増えています。

県立文書館でも、県内企業の歴史的な文書の寄贈・寄託を受け入れています。一例をあげれば、渋沢栄一らの設立にかかる深谷市上敷免の日本煉瓦製造株式会社。明治20年（1887）に創業し、ここで焼かれた煉瓦が東京駅や日本銀行、東京大学などの建築を支えました。上敷免工場自体も、旧事務所やホフマン輪窯などが国の重要文化財に指定されています（本誌6月号の「彩時記 埼玉の今と昔」でも紹介されています）。

残念ながら平成18年（2006）に120年に及



日本煉瓦製造株式会社文書  
(定款、ホフマン輪窯図面)

ぶ操業を終えましたが、創業時の定款や取締役評議録、営業報告書などの経営文書、あるいは、工場現場の製造関係記録や建築図面など700点を超える資料が、その歴史を伝え続けています。

## 様々な講座、講習会や展示活動

とはいえ、これらの文書は、時を経るほどに理解が難しくなることも否めません。江戸時代や明治時代ともなれば、その背景となっている制度や社会も、現代の感覚では通じないところが多いですし、まず第一に文字を読むこと自体から「手ほどき」が必要になってきます。筆と墨で、さらさらっと書かれた「くずし字」が多いからです。

そこで開いているのが古文書講座や解説講習会です。クイズのような感じもあって、読み解けた時の達成感、満足感はなかなかのようで、常に募集定員を超える応募をいただいています。このほか、地図を読み解きながら現地を歩く地図教室や、歴史講座も好評です。

夏休みや県民の日などには、児童・生徒を対象とした子ども教室も開催します。古文書の読み書き体験（寺子屋教室）や子ども向け



子ども教室（和本づくり）

の地図教室、あるいは、巻物や和本、判子といった古文書関連グッズの工作などを通じて、将来の利用者となってほしい子どもたちに、楽しみながら文書館を知ってもらうことを目指しています。

文書館1階には展示室もあり、様々なテーマで公文書や古文書、地図などを紹介しています。9月18日(日)までは「渋沢栄一と埼玉の近代」と題し、前述の日本煉瓦製造株式会社の文書約40点を展示しています。その後も、新公開古文書の紹介や近代教育関係公文書、あるいは、江戸時代に栗橋（現久喜市）にあった関所の文書など、幅広いテーマで展示していく予定です。

### ぶぎん県庁前支店でのパネル展示

今年3月には、武蔵野銀行県庁前支店でも展示をさせていただきました。「埼玉の記録を守る 埼玉県立文書館の紹介」と題し、館のあゆみや事業、収蔵する文書や地図などを、写真パネルによって紹介させていただきました。

県庁前支店と文書館は国道に面した「お隣さん同士」ですが、「銀行にはよく来るが、隣の文書館は知らない」という方もいらっしゃると思います。今回、賑わうロビーで展示をさせていただいたことにより、隣まで足



県庁前支店での展示

を伸ばしてくださるコラボレーション効果を上げることができました。

このような機会をいただけたことに、誌面をお借りして、改めてお礼申し上げます。

### より良き公文書管理を目指して

以上のように、埼玉県では公文書管理法を待つまでもなく、早くから歴史的に重要な公文書等の保存と活用を図ってきました。しかし、公文書管理法には埼玉県にはない、新しい制度や方法が取り込まれています。さらに同法第34条は、法律の趣旨にのっとり適正な文書管理に努めるよう、地方公共団体に求めています。

このように、公文書管理のより良き在り方が求められていることを踏まえ、文書館もその中での適切な役割を果たしていけるよう、今後とも努めてまいりたいと思います。

### 埼玉県立文書館（もんじょかん）

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂4-3-18

電話 048-865-0112

FAX 048-839-0539

URL <http://www.saimonjo.jp>

E-mail [p6501121@pref.saitama.lg.jp](mailto:p6501121@pref.saitama.lg.jp)